

中山間地域等直接支払事業

<事業目的>

農業生産条件の不利な中山間地域等において、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、協定に基づき農業生産活動等を行う中山間地域等に交付金を交付することにより、農業生産の維持と多面的機能の確保を図ります。

<背景／課題>

- ・ 中山間地域は、高齢化が進展する中で平地に比べ条件不利地域が多いことから、担い手の減少や耕作放棄の増加等により、多面的機能の低下や集落機能の衰退が懸念されています。このため、農業生産条件の不利を補正するための交付金を交付します。
- ・ 5年間農地を維持できなかった場合の遡及返還要件が設けられていることから、高齢化や担い手不足に伴い、令和2年度（2020年度）から第5期対策へ移行することを機に取組面積がやや減少しました。

<事業内容>

直接支払交付金

中山間地域等の一団の農用地において、集落協定等を締結し、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対して、直接支払交付金を交付する。

<事業主体>

市町村

<負担割合>

国 1/2、県 1/4、市町村 1/4（知事特認地域は、国 1/3、県 1/3、市町村 1/3）

<採択要件>

1 対象地域

地域振興立法（特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、棚田地域振興法等）の指定地域及び知事が定める特認地域

2 対象農用地

- （1）急傾斜地（田：1/20 以上、畑・草地・採草放牧地：15° 以上）
- （2）緩傾斜地（田：1/100 以上 1/20 未満、畑・草地・採草放牧地：8° 以上 15° 未満）
- （3）小区画・不整形な田
- （4）高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地

3 対象者

集落協定又は個別協定に基づき5年間農業生産活動等を継続する農業者等

【お問い合わせ先：むらづくり課 農村環境・棚田振興班 096-333-2378】

中山間地域等直接支払事業

中山間地域等直接支払交付金は、中山間地域等における農業生産条件の不利を補正し、農業生産活動の継続を確保するための交付金を農業者等に交付する事業

事業概要

【対象地域】

地域振興立法（特定農山村法、山村振興法、過疎法、棚田地域振興法等）指定地域及び知事が定める特認地域

【対象者】

集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)	地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜(1/20以上)	21,000	草地	急傾斜(15°以上)	10,500
	緩傾斜(1/100以上)	8,000		緩傾斜(8°以上)	3,000
				草地比率の高い草地(要地)	1,500
畑	急傾斜(15°以上)	11,500	採草放牧地	急傾斜(15°以上)	1,000
	緩傾斜(8°以上)	3,500		緩傾斜(8°以上)	300

※平地とのコスト差に相当する上記単価を支払う場合に、国が1/2（県特認基準地域は1/3）交付

○ 集落等を単位に、農地の管理方法や役割分担の取り決めとなる協定を締結し、それに行われて行われる農業生産活動等を支援するため、協定の面積規模に応じて一定額を交付

○ 交付金の配分方法は集落内の話し合いで決定

【集落協定に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動
(耕作放棄の発生防止、法面保護・改修、水路・農道等の管理、景観作物の作付け等)
- ② 体制整備のための前向きな取り組み
(集落戦略の作成。集落戦略とは、協定参加者で農地や集落の将来像を話し合い、取りまとめたもの。)

※②を実施しない場合には交付単価は8割

主なポイント (R6)

【加算措置】

加算項目 (取組目標の設定・達成が必要)	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等(田1/20以上、畑15度以上)の保全と地域の振興を支援 [超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可]	<ul style="list-style-type: none"> ■ 急傾斜農地(*1) 10,000円(田、畑) ■ 超急傾斜農地(*2) 14,000円(田、畑)
超急傾斜農地保全管理加算 超急傾斜農地(*2)の保全や有効活用を支援	6,000円(田、畑)
集落協定広域化加算 【上限額:200万円/年】 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	
集落機能強化加算 【上限額:200万円/年】 新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組みを支援	3,000円 (地目に関わらず)
生産性向上加算 【上限額:200万円/年】 農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組みを支援	

(*1)田であれば1/20以上、畑であれば15度以上の農地

(*2)田であれば1/10以上、畑であれば20度以上の農地

【交付金の全額遡及返還の緩和 (R2~)】

- ◎ 5年間の協定期間中に農業生産活動等が継続困難となった場合、これまで「協定農用地全体について全額遡及返還」することとなったが、「その農地に限っての一部返還」に緩和
- ◎ 協定参加者の病氣・高齢、自然災害などのやむを得ない事由がある場合には、返還が免除

未来につながるふるさと応援事業

<事業目的>

中山間地域や棚田地域における農地や土地改良施設の有する多面的機能を良好に発揮することを目的に、地域住民による農地や土地改良施設等の利活用や、それらを維持保全する活動を支援することで、中山間地域や棚田地域の活性化を目指します。

<背景／課題>

- ・ 中山間地域における農地や土地改良施設は、農業生産に資する機能を有するとともに、自然・文化資源としての役割を果たすなどの多面的機能を有しています。
- ・ これらの多面的機能を良好に発揮するためには、保全・利活用に係る地域住民の共同活動の活性化が必要です。

<事業内容>

補助事業名	補助対象の取組み	事業主体	対象地域	補助金額
1 指導員等活動支援事業	ふるさと・水と土指導員等による「中山間地域住民の意識向上及び保存対策の啓発・普及」及び「棚田地域における保全活動」に関する取組み	熊本県ふるさと・水と土指導員、地域住民組織、任意団体等	・ 中山間地域 ・ 棚田地域	定額 上限 500 千円
2 棚田地域活動支援事業	棚田地域における農地等の保全活動への都市住民等の参加促進を図るための普及・啓発、保全技術の伝承、景観維持等の保全活動の展開に関する取組み	市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者等が組織する団体、非営利法人、福祉関係者が組織する団体、地域住民組織、任意団体等	棚田地域	定額 上限 500 千円
3 農○連携事業	農業と教育や健康づくり等が連携した「中山間地域住民の意識向上及び保存対策の啓発・普及」及び「棚田地域における保全活動、子ども向け体験交流活動」に関する取組み	市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者等が組織する団体、非営利法人、福祉関係者が組織する団体、地域住民組織、任意団体等	・ 中山間地域 ・ 棚田地域	定額 上限 500 千円
5 地下水かん養機能等保全活動事業	中山間地域における地下水かん養機能等を良好に発揮することを目的とした取組み	土地改良区等	中山間地域	定額 上限 1,000 千円

【お問い合わせ先： 1、2、4：むらづくり課 農村環境・棚田振興班 096-333-2378
3、5：むらづくり課 元気な農村づくり班 096-333-2415】

令和6年度未来につなぐふるさと応援事業(60,000千円)

財源(基金:国1/3、県2/3)

ふるさとづくりの活動支援

- 1 地域活動を先導する人材の育成・支援
 - (1) むらづくり人材育成塾の開催
7,500千円
 - (2) ふるさと水と土指導員の認定、全国研修会の参加
962千円
 - (3) 指導員等活動支援事業(補助)
6地区×500千円/件 3,000千円
- 2 地域活性化に向けた住民活動の支援
 - (1) 地下水かん養機能等保全活動の支援(補助)
4地区×1,000千円/件 4,000千円
 - (2) 指導員等活動支援事業(補助)【再掲】
6地区×500千円/件 3,000千円
- 3 ホームページ等による広報
 - (1) ふるさと応援ねっと(委託) 780千円
 - (2) 農業関連遺産の推進・広報(委託他) 10,000千円

地域資源を活用した多分野との連携

- 4 多分野と連携した農業農村を応援する取組
 - (1) 農と観光の連携(委託) 5,000千円
 - (2) 農〇連携(補助)
16地区×500千円/件 8,000千円

棚田の振興

- 5 熊本が誇る美しい棚田の保全
 - (1) 棚田地域の活動支援(補助)
12地区×500千円/件 6,000千円
 - (2) 棚田地域支援の広報(委託) 7,720千円
 - (5) 指導員活動支援事業(補助)
7地区×500千円/件 3,500千円
 - (6) 農〇連携(補助)
4地区×500千円/件 2,000千円

事務費

- 6 事務費 1,538千円

農地保全・普及啓発・都市農村交流による小さな経済活動

多面的機能を有する中山間地域の農地・農村を未来に引き継ぐ



<ダンダン>

未来につなぐふるさと応援事業キャラクター

地域づくり夢チャレンジ推進事業

<事業目的>

地域の活性化及び令和2年7月豪雨からの復旧・復興を目指し、市町村や地域団体等の自主的な地域づくりを後押しするため、人口減少対策、起業、交流拡大等に資する取組みへの総合的な支援を行います。

<背景／課題>

各地域においては、地域の特性や地域資源を活かして、地域の課題解決のために、新たな地域づくりや令和2年7月豪雨からの復興に向けた取組みを進めていくことが大切です。

<事業内容>

- (1) 人口減少対策（地域づくり人材の育成）
 - ・ 地域課題の解決に向けて、地域づくりの担い手となる人材の育成や外部人材の活用等を図る取組み
- (2) 地域の宝さがし
 - ・ 地域にある資源を見つけ出し、又は磨き上げ、それらを通じて地域の活性化を図る地域づくりの取組み
- (3) 起業の誘発（育成段階）
 - ・ 地域の課題解決に向けて、ビジネスの手法を活用して取り組む将来的な事業の開始に向けた取組み
- (4) 起業の誘発（起業化段階）
 - ・ 地域の課題解決に向けて、ビジネスの手法を活用して取り組む事業の開始又は規模拡大に向けた取組み
- (5) 交流の促進
 - ・ 地域の特徴的な歴史や自然、文化などの地域資源や特性を生かし、県内外(地域外)からの交流人口を拡大し、関係人口の創出・拡大を促進する取組み

<事業主体>

市町村、地域団体等

<補助率>

ソフト 3/4

ハード 1/2

<採択要件>

次の要件を満たす事業であること。

- (1) 国、県又はこれらの関係団体からの補助金等の交付を受けない事業であること。
- (2) 事業の主要な部分を他に委託する事業でないこと（ただし、高度な専門性が必要である等の合理的な理由がある場合を除く）。
- (3) 備品等の取得のみを目的とする事業でないこと。
- (4) 補助対象事業終了後も継続して取り組む仕組みや体制が考えられていること。
- (5) 個人への金銭的給付を行うものでないこと。
- (6) 地域課題や住民ニーズに的確に対応した事業であること。

【お問い合わせ先：地域振興課 プロジェクト・調整班 096-333-2135】

地域づくり夢チャレンジ 推進事業

趣 旨

地域の活性化や令和2年7月豪雨からの復旧・復興を目指し、市町村や地域団体等による自主的な地域づくりを後押しするため、地域の特性や地域資源を活かして、地域の課題解決のために行う、新たな地域づくりの取組みを支援するもの。

R6予算額: 223百万円の一部

【支援対象】
市町村、地域団体等

7つの分野に支援	1 人口減少対策 (地域づくり人材の育成)	地域課題の解決に向けて、地域づくりの担い手となる人材の育成や外部人材の活用等を図る取組み
	2 地域の宝さがし	地域にある資源を見つけ出し、又は磨き上げ、それらを通じて地域の活性化を図る地域づくりの取組み
	3 起業の誘発(育成段階)	地域の課題解決に向けて、ビジネスの手法を活用して取り組む将来的な事業の開始に向けた取組み
	4 起業の誘発(起業化段階)	地域の課題解決に向けて、ビジネスの手法を活用して取り組む事業の開始又は規模拡大に向けた取組み
	5 交流の促進	地域の特徴的な歴史や自然、文化などの地域資源や特性を生かし、県内外(地域外)からの交流人口を拡大し、関係人口の創出・拡大を促進する取組み
	6 豪雨枠	令和2年7月豪雨からの復興に向けて、被災地域における交流人口減少に歯止めをかけるため、自然・食・文化等の地域資源を活かしたPRイベントの開催や地域の魅力発信などの取組み
	7 その他の取組み	上記以外の地域づくりの取組みのうち、地域の特性や優位性を生かした先進的かつモデル的な取組み

補助対象事業例

- 人口減少対策(地域づくり人材の育成)
 - ・学生を対象とした地域の活性化や地域課題の解決に向けたオンラインワークショップを開催する取組み など
- 地域の宝さがし
 - ・地域資源(食べ物、自然、体験など)を洗い出し、年間曆をポスターとしてまとめて、地域内外へ情報発信する取組み など
- 起業の誘発(育成段階)
 - ・規格外野菜を活用して農家や加工者の収入増につなげる加工販売の立上げに向けた試作品づくり など
- 交流の促進
 - ・地域独自の資源や特性を生かしたVR映像を配信
 - ・地域の食や文化等の他地域への情報発信、地域独自のおもてなしの取組み など
- 豪雨枠
 - ・令和2年7月豪雨による県内外からの交流人口減少に歯止めをかけるための、地域資源を活かしたツーリズムのモデルコースづくりや誘客に伴う地域独自のおもてなしの取組み など

特定地域づくり事業推進交付金事業

<事業目的>

マルチワークの仕組みを活かして、地域に安定的な雇用環境を生み出すことで地域社会の維持と地域経済の活性化につなげます。

<背景／課題>

地域人口の急減に直面している地域においては、事業者単位で見ると年間を通じた仕事量が少なく、安定的な雇用環境や一定の給与水準を確保することができていないといった状況があり、人口流出の要因になっています。

<事業内容>

地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出し、事業協同組合で雇用した職員を組合員事業者に派遣することで、地域の担い手を確保するための仕組み（特定地域づくり事業協同組合制度※）の認定を受けた組合に補助金を交付します。

※「特定地域づくり事業協同組合制度」とは、

- ①地域人口の急減に直面している地域において、
 - ②中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、
 - ③特定地域づくり事業（マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者に派遣）に係る労働者派遣事業等）を行う場合について、
 - ④都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、
 - ⑤労働者派遣事業（無期雇用職員に限る。）を許可ではなく、届出で実施することを可能とするとともに、
 - ⑥組合運営費について財政支援をうけることができるようにする
- というものです。

<事業実施主体>

特定地域づくり事業協同組合

<補助率>

1/2 市町村（国交付金 1/4、特別交付税 1/8、市町村 1/8）

1/2 利用料金収入

<採択要件>

特定地域づくり事業協同組合制度の認定を受けた事業協同組合

【お問い合わせ先：地域振興課 移住定住推進班 096-333-2155】

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒ 人口流出の要因、UIJターンの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

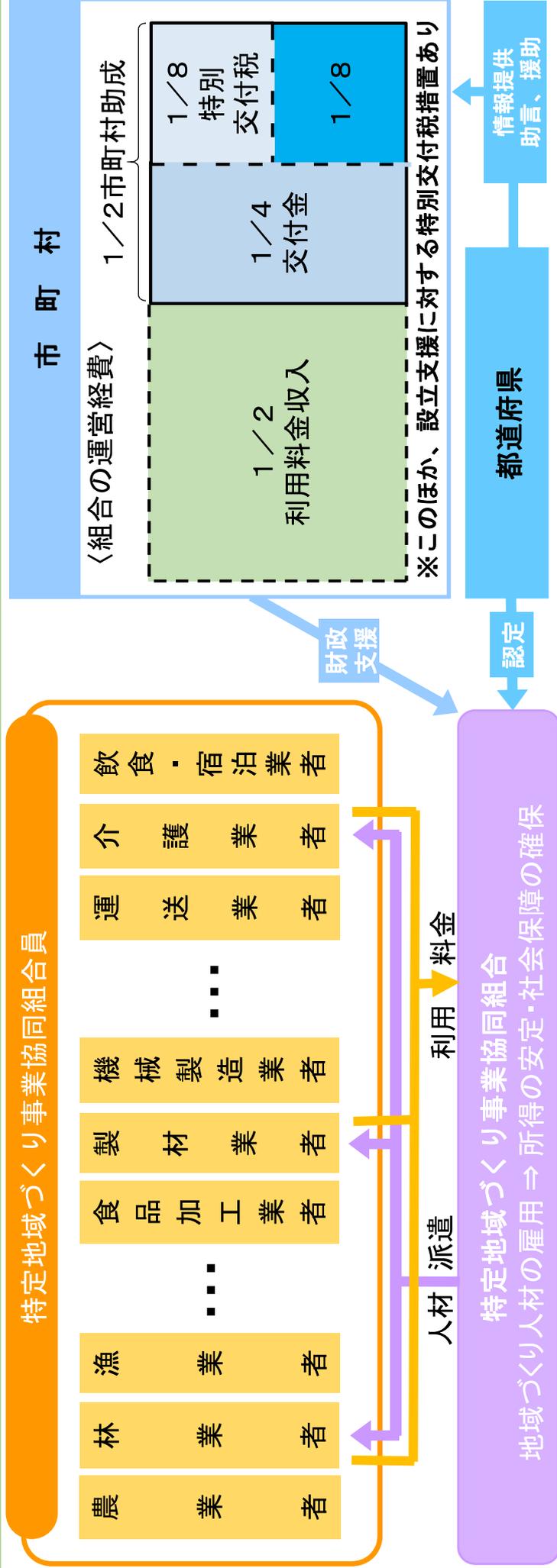
- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣
（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
- ⇒ 地域の担い手を確保

人口急減法の概要

対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能



都市農村交流対策事業

<事業目的>

中山間地域における農業以外の所得確保策として、農林水産業や農山漁村地域の自然等の多面性を活かすことができる農泊（農山漁村滞在型旅行）等の取組みを支援し、県内農山漁村地域の活性化を目指します。

<背景／課題>

- ・ 平坦地に比べ農業生産条件が厳しい中山間地域では、農業以外の所得確保策が必要であり、農林水産業や農山漁村地域の多面性を活かすことができる「農泊」は、所得向上を図るうえで重要な柱として位置づけられています。
- ・ しかしながら、高齢化や人口減少が進む中山間地域等においては、活動の担い手となる人材の確保や活動資金の捻出等が課題となっています。

<事業内容>

都市住民、消費者、子ども等を対象とし、農山漁村の地域資源を活用したもので、観光や教育等他分野との連携による大規模あるいは持続的な交流に係る取組みまたは農泊担い手のリ・スキリング（学び直し）のための取組みを支援。

- (1) 推進体制の整備・調整役の設置
- (2) ワークショップ活動等による地域資源発掘・再評価、地域内の合意形成等の取組み
- (3) 交流担い手の育成・確保
- (4) 受け入れの実施
- (5) 体験活動の安全確保のための器具・機材等整備
- (6) 情報発信機能の強化
- (7) その他、一時的な交流から滞在あるいは複数回来訪への発展に必要な活動

<補助事業者等>

補助事業者：市町村

事業実施主体：市町村、農業協同組合、農業者等が組織する団体、任意団体等

<補助率>

県 1/2 以内（1 事業実施主体当たりの補助上限額 6,500 千円）

<採択要件>

次に掲げるすべての要件を満たすこと。

- (1) 受入組織が明確であること。
- (2) 県が別に定める項目を活動計画に設定すること。
- (3) 事業の主要な部分を事業主体から他に委託する事業ではないこと。

【お問い合わせ先：むらづくり課 元気な農村づくり班 096-333-2415】

都市農村交流対策事業

＜事業目的＞

農林水産業や農山漁村地域の多面性を活かすことができ「農泊（農山漁村滞在型旅行）」をはじめとする都市農村交流は、平坦地に比べ農業生産条件が厳しい中山間地域における農業以外の所得確保策の1つであり、また、生産意欲の向上や地域住民の生き甲斐創出等、様々な効果があり、“むらづくり”への貢献が期待されています。

本県では、令和5年度末時点で24の農泊地域を有しており、各地域においてその地域ならではの魅力的な体験プログラムを提供していますが、一方で、担い手の高齢化等が課題となっています。

このような状況の中、持続的な都市農村交流の体制構築を支援するため、各地域における人材育成等の取組みを支援します。

＜課題＞

○体制整備

- ・担い手の高齢化、コロナ禍での農泊事業者の休業等による減少
- ・食、体験、宿泊の連携

○収益性の向上

- ・やりがい重視の経営形態
- ・コロナ禍での宿泊客減を起因とした経営状況の悪化

○プログラムの造成

都市住民との交流が深まるようなニーズに応じたプログラムの開発とブラッシュアップ

○情報発信

HP、SNS等を活用した広報能力の向上

＜事業の内容＞

概要

都市住民、消費者、子ども等を対象とし、農山漁村の地域資源を活用したもので、観光や教育等他分野との連携による大規模あるいは持続的な交流に係る取組みまたは農泊担い手のリ・スキリング（学び直し）のための取組みを支援します。

事業主体

市町村、農業協同組合、農業者等が組織する団体、任意団体等
※市町村以外が事業主体となる場合は、市町村の間接補助

補助率

県1/2以内
（1事業実施主体当たりの補助上限額6,500千円）

対象事業

- (1) 推進体制の整備・調整役の設置
- (2) ワークショップ活動等による地域資源発掘・再評価、地域内の合意形成等の取組み
- (3) 交流担い手の育成・確保
- (4) 受け入れの実施
- (5) 体験活動の安全確保のための器具・機材等整備
- (6) 情報発信機能の強化
- (7) その他、一時的な交流から滞在あるいは複数回来訪への発展に必要な活動



研修会開催



モニターツアー



地域資源を活かしたイベント開催



情報発信

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）

<事業目的>

中山間地域の特色を活かした多様な取り組みや地域活性化に繋げる優良事例を創出するためのモデル的な取り組み、農村型地域運営組織（農村RMO）のモデル形成等を支援します。

<背景／課題>

食料生産の場として重要な役割を担う中山間地は、傾斜地などの条件不利性ととも、鳥獣被害の増加、人口減少・高齢化・担い手不足等、厳しい状況に置かれていますが、豊かな自然、景観、気候、風土条件を活かして収益力のある農業を営むことができる可能性を秘めた重要な地域でもあります。

<事業内容>

（1）中山間地農業ルネッサンス推進支援

地域の特色を活かした創意工夫あふれる取り組み及び地域の所得向上に向けた計画を深化させる取り組み等

（2）元気な地域創出モデル支援

農業生産活動を地域活性化に繋げる優良事例を創出するための収益力向上、販売力強化、農用地保全、複合経営及び生活支援の中山間地農業を元気にする新たな取り組み等

（3）地域レジリエンス強化支援

中山間地域等と都市的地域において、自然災害等の不足の事態が生じた際の円滑な避難対応等を実現するための取り組み等

（4）中山間地複合経営実践支援

小規模な農家等が取り組みやすい品目の組み合わせ等により、地域特性に応じた複合経営を実践する取り組み等

（5）農村型地域運営組織（農村RMO）モデル形成支援

地地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用及び生活支援に係る調査、計画作成、実証事業等の取り組み等

<事業実施主体>

市町村及び地域協議会等（ただし、（5）は複数の集落を含む地域協議会）

<補助率>

（1）定額

（2）定額（事業実施主体当たりの助成単価（単年度あたり上限 10,000 千円まで）に当該支援の事業年数を乗じた額）

（3）定額（上限 5,000 千円／事業実施主体）

（4）定額（上限は、農林水産省農村振興局長が別に定める公募要領による。）

（5）定額（事業実施主体当たりの助成単価（単年度あたり上限 10,000 千円まで）に当該支援の事業年数を乗じた額）

<実施要件>

次に掲げるすべての要件を満たすこと。

- (1) 6法指定地域（特定農山村、振興山村、過疎、半島、離島、棚田）及び「農林統計に用いる地域区分」における中間（又は山間）農業地域等を対象とした取組みであること。
- (2) 中山間地農業振興指針第3に基づく市町村将来ビジョンに当該取組み内容が反映されていること。
- (3) 地域協議会が市町村を構成員に含まない場合にあつては、事業実施区域の市町村長から事業実施計画の内容について、事前に承認を得ること。
- (4) 事業実施により得た成果は、取組み事例又は取組みに係る手順を示すマニュアルとして整理し、他地域への横展開を図るために活用すること。

【お問い合わせ先：むらづくり課 元気な農村づくり班 096-333-2415】

61-4 農山漁村振興交付金のうち 中山間地農業推進対策

【令和6年度予算概算決定額 8,389 (9,070) 百万円の内数】

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援します。

＜事業目標＞

中山間地域等の特色をいかした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 中山間地農業ルネサンス推進事業

- ① 中山間地農業ルネサンス推進支援
中山間地域等の特色をいかした創意工夫あふれる取組等を支援します。
- ② 元気な地域創出モデル支援
収益力向上や販売力強化等に関する取組、デジタル技術の導入・定着を支援します。
【事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限3,000万円（1,000万円（年基準額）×事業年数））】
- ③ 地域レジリエンス強化支援
地域レジリエンス強化連携協定に基づく避難対応実現の取組等を支援します。
- ④ 中山間地複合経営実践支援
地域特性に応じた複合経営を実践する取組を支援します。

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

- ① 農村RMOモデル形成支援
むらづくり協議会が行う調査、計画作成、実証事業等を支援します。
【事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限3,000万円（1,000万円（年基準額）×事業年数））】
- ② 農村RMO形成伴走支援
協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組を支援します。

※対象地域：8法指定地域等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. ② 元気な地域創出モデル支援

- ア 収益力向上
高収益作物導入
- イ 販売力強化
高齢度栽培技術の導入
- ウ 農用地保全
棚田の保全
- エ 複合経営
ミニトマト栽培と加工品の開発
- オ 生活支援
買物支援・見守り

+

- デジタル技術の導入・定着
《栽培技術のeラーニング》
- ② 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業
《テレビ画面で買い物支援》

- ① 農村RMOモデル形成支援
農用地保全
- ② 農村RMO形成伴走支援
地域資源活用
生活支援
全国規模の研修会、中間支援組織による人材育成研修

社会課題解決や働き方向上を通じた地域活性化
（スマート田園都市国家構想の実現を後押し）

農村の
「むらづくり」を推進

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

指定棚田地域支援促進事業

(中山間地農業ルネッサンス推進事業)

<事業目的>

指定棚田地域の認定を受けた棚田を「指定棚田地域振興活動計画」に基づき実施する活動を支援することにより、本県の棚田の保全と棚田地域の振興を促進します。

<背景／課題>

- 本県の棚田は、農産物の供給にとどまらず、国土保全、水源涵養、良好な景観形成等の多くの役割を果たしていますが、一方で担い手の減少や高齢化の進展等に伴い、各地で荒廃の危機に直面している現状があります。
- このような状況の中、貴重な国民的財産である棚田の保全と、棚田地域の持続的発展を目的として、令和元年6月に棚田地域振興法が制定されました。本県においても、同法の仕組みを活用し、「指定棚田地域」の指定及び「指定棚田地域振興活動計画」の認定を促進して、県内棚田の保全と棚田地域の振興を図っていく必要があります。

<事業内容>

指定棚田地域振興活動支援

- 認定を受けた指定棚田地域の指定棚田振興活動計画に基づき、協議会等が実施する棚田地域の保全や振興に係る経費の補助
- 他地域へ横展開を図ることが出来るようなモデル的な取組みを支援

<事業主体>

市町村又は協議会

<基準額>

1地区当たり10,000千円以内

<補助率>

定額

<留意事項>

本事業は、国の中山間地農業ルネッサンス推進事業を財源としているため、対象事業や経費は当該事業の要領要綱に定める範囲で行います。

【お問い合わせ先：むらづくり課 農村環境・棚田振興班 096-333-2378】

指定棚田地域支援促進事業（中山間地農業ルネッサンス推進事業）

<事業目的>

本県の棚田は、農産物の供給にとどまらず、国土保全、水源涵養、自然環境保全、良好な景観形成等の多面にわたる機能を有していますが、一方で担手の減少や高齢化の進展等に伴い、各地で荒廃の危機に直面している現状があります。
 このような状況の中、令和元年6月に制定された棚田地域振興法の仕組みを活用し、県内棚田の保全と棚田地域の持続的発展を図るため、活動計画認定に向けた調査・体制づくりや、認定を受けた指定棚田地域振興活動計画に基づく活動を支援します。

<事業の内容>

棚田地域振興法に基づき、すでに認定を受けた指定棚田地域振興活動計画に基づき実施する棚田地域の保全や振興に係る取組みを支援します。

対象	対象事業	実施主体	基準額	補助率
指定棚田地域 地域認定地	指定棚田地域振興活動支援 認定棚田地域振興活動計画に基づき、協議会等の実施する棚田地域保全や振興に係る経費の補助	市町村 または 協議会	1地区あたり 10,000千円 以内	定額



米のブランド化・パッケージ作成 棚田を活用したイベント開催

<棚田地域振興法とは>

概要

貴重な国民的財産である棚田を保全するとともに、棚田を核とした地域振興を通じて、棚田を将来に継承していくための仕組みを整備した法律です。

支援措置

国の様々な棚田地域振興関連事業において、優先採択や要件緩和などのメリットを受けることが出来ます。但し、棚田地域振興法に基づく「指定棚田地域」の指定(事業によっては「指定棚田地域振興活動計画」の認定)を受ける必要があります。

流れ

①「指定棚田地域」の指定申請



②「指定棚田地域振興協議会」の設立



③「指定棚田地域振興活動計画」の策定、認定申請



※指定・認定基準や手続等は、熊本県むらづくり課までお問合せください。

TEL:096-333-2378

※本事業は、国の中山間地農業ルネッサンス推進事業を財源としているため、対象事業や経費は当該事業の要領要綱に定める範囲で実施します。

※中山間地農業ルネッサンス推進事業は、棚田地域振興関連事業の一つです。

鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業

(うち鳥獣被害防止対策関係)

<事業目的>

「えづけSTOP!対策」を合言葉に、鳥獣のエサやひそみ場を農地や集落から無くすことで鳥獣を寄せつけない地域づくりをする取組みを県内に普及します。また、集落や住民組織が主体的に対策に取り組む「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を推進することで、鳥獣による農作物被害の軽減及び農村地域の活性化を図ります。

<背景/課題>

- ・ 本県の鳥獣による農作物被害額は、平成22年度を境に減少傾向であるが、依然として深刻化・広域化しています。特に中山間地では、農業活動への意欲減退等の一因となっています。
- ・ 鳥獣による被害額を減少させるには、野生鳥獣へのえづけをやめること(えづけSTOP!対策)を意識した「地域ぐるみの鳥獣被害対策」に取り組むことが重要です。

<事業内容>

- 1 えづけSTOP!鳥獣被害対策事業
「えづけSTOP!対策」を合言葉とした地域ぐるみの鳥獣被害対策を推進する協議会等への支援
先進地の視察、展示ほ場設置、雑木林・放任果樹・耕作放棄地の伐採及び改善等
- 2 鳥獣被害防止総合対策事業
市町村が作る「被害防止計画」に基づき地域ぐるみの鳥獣被害対策を推進し、環境整備・被害防除・有害捕獲等の複数の対策を総合的に取り組む協議会等への支援
(1) 鳥獣被害防止総合対策推進事業・・・推進会議、被害調査、環境整備、被害防除及び有害捕獲等のソフト対策への支援
(2) 鳥獣被害防止総合対策整備事業・・・侵入防止柵、捕獲獣の焼却又は減容化施設の整備等のハード対策への支援

<事業主体及び補助率>

- 1 市町村、地域協議会及び協議会の構成員(県定額40万円/地区・100万円/地区)
- 2 市町村、地域協議会等(国1/2(55/100)以内、一部定額)

<採択要件>

- 1 えづけSTOP!鳥獣被害対策事業
 - ・ 被害防止計画(対象鳥獣を掲載しているもの)を作成し、受益戸数が3戸以上であること。
 - ・ 「えづけSTOP!対策」を合言葉に地域ぐるみの鳥獣被害対策に取り組むこと。
- 2 鳥獣被害防止総合対策事業
 - ・ 被害防止計画を作成し、環境整備、被害防除等の複数の対策の取組みが行われていること。
 - ・ (2)については、受益戸数が3戸以上であり、かつ、施設の耐用年数が一定年数を超え、当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。

【お問い合わせ先：むらづくり課 鳥獣害対策・農業遺産推進班 096-333-2416】

鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業

(うちジビエ利活用加速化関係)

<事業目的>

野生鳥獣による農作物等被害の対策として、捕獲されたイノシシ、シカ等の肉(=ジビエ)の利活用を更に拡大するために、くまもとジビエコンソーシアムを核として、生産から流通までの課題に総合的に取組み、複合的な農家所得の確保と特産品の確立につなげます。

<背景/課題>

- ・ 本県では、くまもとジビエコンソーシアムを核とした活動により、捕獲獣のジビエが「くまもとジビエ」として一般に普及しつつありますが、知名度はまだ高くありません。
- ・ ジビエ肉を商品として流通させるためには、実需者のニーズへの対応が必要であり、衛生管理や安定供給、表示等への対応が必須です。
- ・ 捕獲から処理、出荷までを効率的かつ効果的に実施できる体制の構築が急務となっています。

<事業内容>

- 1 くまもとジビエ普及拡大支援事業(くまもとジビエコンソーシアム運営支援)
くまもとジビエコンソーシアムが実施するくまもとジビエブランド確立に向けた取組への支援(各種会議・研修会(衛生管理高度化、処理加工技術向上等)の開催、現地・事例調査、処理施設の個別指導 等)
- 2 くまもとジビエビジネス化推進事業(鳥獣被害防止総合対策事業)
市町村がつくる「被害防止計画」に基づき、捕獲獣の利活用に関する取組みを行う地域協議会等への支援(各種研修会や商談会等への参加・開催、商品開発、国産ジビエ認証取得、ジビエOJT研修 等)
- 3 ジビエ処理加工施設整備事業(鳥獣被害防止総合対策事業)
処理加工施設の新設や機器導入等の施設整備への支援

<事業主体及び補助率>

- 1 くまもとジビエコンソーシアム(県定額※上限あり)
- 2 地域協議会(国定額※上限あり)
- 3 市町村、地域協議会等(国1/2(55/100)以内)

<採択要件>

- 2、3 鳥獣被害防止総合対策事業
 - ・ 被害防止計画を作成し、環境整備、被害防除等の複数の対策の取組みが行われていること。
 - ・ 3については、受益戸数が3戸以上であり、かつ、施設の耐用年数が一定年数を超え、当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。

【お問い合わせ先：むらづくり課 鳥獣害対策・農業遺産推進班 096-333-2416】

鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

【令和6年度予算額 9,900（9,603）百万円】
（令和5年度補正予算額 4,900百万円）

<対策のポイント>

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、鳥獣の捕獲等の強化やジビエ利活用拡大への取組等を支援します。

<政策目標>

- 鳥獣被害対策実施隊員数を令和7年度まで43,800人に増加（42,110人 [令和5年度] → 43,800人 [令和7年度まで]）
- 野生鳥獣のジビエ利用量を令和元年度から倍増（4,000t [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金

9,900（9,603）百万円

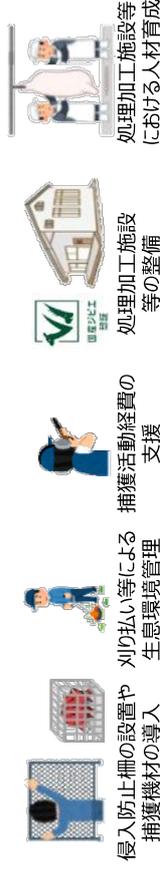
- 鳥獣被害防止総合支援事業【令和5年度補正予算含む】シカやイノシシ、サル、クマ等への対応など「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や侵入防止柵の設置、広域柵の整備再編計画の策定、侵入防止柵の再編整備支援の強化等を支援します。
- 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業、都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策や広域捕獲に係る取組等を支援します。
- 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動経費を支援します。
- 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業等【令和5年度補正予算含む】被害対策推進のための人材育成や狩猟組織の体制強化、ジビエ消費拡大を図るプロモーション等を行うとともに、ジビエ利活用の更なる拡大に向けた情報発信の取組等を支援します。
- シカ特別対策【令和5年度補正予算】
集中的にシカ被害を低減させるための対策の実施を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

〔総合的な鳥獣対策・ジビエ利活用拡大への支援〕



〔捕獲等の強化〕

①シカの個体数減少に向けた取組
被害要因、生息状況等に基づいたシカの個体数減少に資する総合的な取組を支援（令和5年度補正予算）



②効率的な柵の設置に向けた支援
広域柵の整備再編計画の策定支援やグレーチング設置等を含めた再編整備を強化
【令和5年度補正予算含む】



〔ジビエ利活用拡大に向けた取組〕

①広域搬入の推進
捕獲鳥獣の処理加工施設への搬入拡大に向けた支援を実施



②ジビエの情報発信強化
ジビエ利活用の更なる拡大に向けた展示物等の制作等を通じた情報発信の強化



【お問い合わせ先】 農林振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室（03-3591-4958）